

## 第6章 利用中止及び利用停止

### (ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用中止)

**第31条** 当社は、次のいずれかに該当する場合には、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第37条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第10条（契約者識別番号）第2項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

**2** 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の料金その他の債務が同一料金月内において当社が定める限度額を超えた場合は、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用を中止することがあります。

この場合において、当社が個別に通知する料金が支払われ、所定の手続きが完了したときは、その利用の中止を解除します。

**3** 当社は、前2項の規定によりソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

### (ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用停止)

**第32条** 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、6ヶ月以内で当社が定める期間（ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とし、契約者確認ができないときは、契約者確認ができるまでの間とします。）、そのソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 契約者が、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行うサービス取扱所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) 契約者が、当社と契約を締結している若しくは締結していた他のソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の料金その他の債務、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務又は特定役務提供事業者と契約を締結している若しくは締結していた電気通信サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第48条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (4) ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。
- (5) 契約者がそのソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス、当社と契約を締結している若しくは締結していた他のソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの利用において第58条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第24条（自営端末設備に異常がある場合の検査）に定めるところに違反して、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合に当社が行う検査を拒んだとき、又はその検査の結果別記1に定める技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

- (8) 第 25 条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第 26 条（自営端末設備の電波法に基づく検査）に定めるところに違反したとき。
- (9) 第 15 条（(E)データサービス契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき又は第 15 条の規定により届け出た内容について事実と反する記載を行なったことが判明したとき。
- (10) 第 18 条（(E)データサービス契約者の契約者確認）に規定する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。
- 2 当社は、前項の規定によりソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、本条第 1 項第 5 号の規定により、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用停止を行うとき（第 58 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 2 号、第 5 号又は第 6 号の規定の違反により、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。